

○財務省告示第三百二十号

条件等を次のとおり告示する。  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十四年八月二十日に発行する利付国債の発行等に關する。

条件等を次のとおり告示する。  
平成十四年八月十九日

財務大臣 塩川正十郎

利付国庫債券（十年）～（二十年）～（第二百）

の法發行号名稱及び記  
條律及の根拠  
項及び  
その拠

發行方法  
額法

払經利募發種額払  
込過集類面込  
み利の行金金  
子価額金  
の率格日額

（一）年額平円五百額す第五てにに運う額集郵六特～るた平四利  
額一面成、万六である五万は基関營ち面の政事業庁長官による  
に郵・金十一円十五利条円、づすの、金取扱いに  
加え、政事業庁長官による  
三額四億、億十付第一、額きるた平成度に  
次の算式は、より込算金

する。出し期日に払い込むものと規定す。

額面金額及び登録金額の総額× $\frac{1.3}{100} \times \frac{61}{365}$

税法金前はい次のしは  
と率人額記外てに二た、次  
ががに(一)國取掲げる國債に  
乗じた金額から當該金額によつ  
て算出する。ただし、分出で  
りける所又算合居行(ただし)  
控除は出に住時所得外しは者にし  
ての國た、又お、分出で

ハ　　口  
は法(一)はにさ子　　録徵債以い二大關括  
第第發一發混藏寄託され利同。に省る錄(一)  
百十條時に登錄括所に下う号藏す登錄(一)  
十七條時に登錄括所に下定す四(一)國債  
十六條におされ登得お。の者係るに記所  
第一條れてもにがて名得られ  
第一条、な、の係源、  
項若所い登。る泉そ  
又し得も錄口徵の  
はく税の又座收利

ハ　　口  
は法(一)はにさ子　　録徵債以い二大關括  
第第發一發混藏寄託され利同。に省る錄(一)  
百十條時に登錄括所に下う号藏す登錄(一)  
十七條時に登錄括所に下定す四(一)國債  
十六條におされ登得お。の者係るに記所  
第一條れてもにがて名得られ  
第一条、な、の係源、  
項若所い登。る泉そ  
又し得も錄口徵の  
はく税の又座收利

十一

初期利子

十二

後第の二期利期子以

十六  
十七

募集期日  
所支間  
場金額限  
利還期  
償償期  
償償子

平十平取国日額平利てを毎  
成四成扱債本面成子、支年六月  
十年十店代銀金二支をそ払期二十日及  
四八並行額十支の日とし、各  
年月年びの百四十支う。前六月  
八月十七に本円年に六月  
月四月取店に支つき二月  
二日二月支百十  
二十まで五郵支百十  
日便局元、円日  
から利代  
平成金理  
支店  
払、

る次そが金と平  
期号の銀額し成  
日及翌行を、十四年十二月二十日  
にび営業休支次年十二月二十日  
つ第十三号に業業払う。式に  
いに同じ。)。いに當ただり  
て規(とき支出支  
定下は払し払。要定く第  
す、期た期件すは四  
額面金額又は登録金額  $\times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$